

社会福祉法人 北海道拓明興社 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人北海道拓明興社（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

奈井江町内	交通費として実費相当額を支給する。
その他	当法人「旅費規程」による。

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

奈井江町内	交通費として実費相当額を支給する。
その他	当法人「旅費規程」による。

(改 廃)

第4条 本規則は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。